

令和8年度宿泊保養施設利用補助事業 実施要綱

1. 趣 旨

香川県教職員互助会運営規則第2条に規定する事業（会員相互共済及び福利厚生に関する事業）として実施する宿泊保養施設利用補助事業に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 目 的

（一財）香川県教職員互助会の会員（以下「会員」という。）が、日頃の疲れを癒し元気回復を図るため、家族旅行等で国内の宿泊保養施設を宿泊利用したとき、又は海外旅行で国内の宿泊保養施設に相当する施設を宿泊利用したとき、旅行費用の一部を補助することにより、会員の福利増進と公務能率の向上に資することを目的とする。

3. 事業内容

会員が家族旅行等で国内の宿泊保養施設を宿泊利用したとき、又は海外旅行で国内の宿泊保養施設に相当する施設を宿泊利用したとき、旅行費用の一部を補助する。

- （1）旅行費用とは、交通費、宿泊料等旅行に要した費用とする。
- （2）家族旅行等とは、公務出張期間中の旅行以外の旅行とする。
- （3）宿泊保養施設とは、旅館業法第2条に規定する旅館業（下宿営業を除く。）について、同法第3条に規定する営業許可を受けた宿泊保養施設とする。
- （4）請求は、1人年度内1回限りとする。
- （5）補助金額は、10,000円を限度とし、領収書の金額が補助金額に満たないときは、当該金額を補助金額とする。
- （6）1回の旅行に係る領収書の合計金額が補助金額に満たないとき等は、同一年度の複数回分を合わせて請求できるものとする。
- （7）補助金の上限額は、選択型福利厚生事業とあわせた限度額とする。
- （8）旅行の期間が2年度にわたる場合は、会員が選択するいずれかの年度に請求できるものとする。
- （9）旅行費用で請求する場合、旅行の終了後に請求書を提出するものとする。

4. 請求方法

補助を受けようとする者は、「選択型福利厚生補助金（兼宿泊保養施設利用補助金）請求書」（以下「請求書」という。）に所要事項を記入のうえ、次の区分により各々の書類を添付して請求するものとする。

なお、領収書の宛名は、必ず会員の氏名が明記されているものでなければ補助の対象としない。

（1）個人旅行の場合

①国内の宿泊保養施設を宿泊利用したとき

- ア. 会員が宿泊保養施設を宿泊利用したことが確認できる書類
- イ. 会員が支払った旅行に要した費用の額が確認できる領収書

②海外旅行をしたとき

- ア. 会員が旅行に参加したことが確認できる旅行代理店等発行の旅行日程表の写し
- イ. 会員が支払った旅行に要した費用の額が確認できる領収書

（2）グループ旅行の場合

前記（１）に相当するものとして互助会が認める書類

5. 請求書の提出期限

請求書の提出期間は、令和８年４月１日から令和９年４月８日 (必着) までの間とする。なお、期限までに請求がないときは、補助の対象としないものとする。

6. 支給方法

毎月末までに受理した請求書を審査のうえ、適正と認めた場合に、原則として、翌々月の 10 日に請求者の公立学校共済組合員専用口座に振り込む。

7. 実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。